

文字と言葉あるいは和語と漢語の葛藤

山田直巳

はじめに

文字の本質を形成する要素に二つのファクターを大きく分けて捉えることができるだろう。ひとつは現代の我々が通常に認識しているもの、他は文字の持つ呪的な力である。それに係って白川静氏は『漢字百話』において、

文字は呪能を持つ。声による言葉の祈りは情念を高めるが、文字形象に封じ込められた呪能はいっそう持続的であり、固定的である。西安半坡の土器の画像も、饕餮文を飾る山頂の大鏡も、初期青銅器に見られる図像標識の体系も、すべては神話的記号とみなすべきものであるが、その最後に文字の体系が現れる。それはことばの体系に対応するものとして、言語書記法と呼ぶべきものである。しかし、ここにもなお、ことだまの呪能は生き続けるのである。

と述べた。また、網野善彦氏は、「日本の文字社会の特質」を論じて、

文字を「文明の窓口」としてだけでなく、「聖なる世界」につながる大切な記号として、謙虚かつ真摯に受け入れた、当時

の日本の社会の姿勢がそこによく現れているのであり、これは決して権力の強制などによって生まれうるものではない。

決して権力の強制などによって生まれうるものではない。と文字受容の側面について言及している。⁽²⁾ さらに最近の論に、「文字の呪術」に係る古橋信孝氏の発言もある。⁽³⁾

日本書紀の「文字」あるいは「ことば」を考える上で右の意見は非常に重要なことを教えているだろう。網野氏の見解に文字受容に關する重要な指摘があるが、古橋氏も右論において「古代の日本は、この世のものは神の世からもたらされたものであるという世界観に基づいて、外国の文化を容易に受け入れた」と述べている。日本を受容した文字はいうまでもなく漢字であり、これを如何に自己のものとして自由に用いることができるかに腐心する歴史が、すなわち日本の文字使用のすべてであったと言えるだろう。もちろんその応用分野に發揮された日本人の能力は非凡なもので、音仮名・訓仮名をいちはやく実用化し、日本語を記すことに成功した。これに更にカタカナ・変体仮名が加わる。これら表記記号の多様化は、当然文体にも影響を及ぼし、変体漢文を生み出し、仮名文体を生み、より自由な日本語表現の方法へと歩を進めていった。その背後には、右に述べた諸氏の見解の通り「文字の呪術」が与って重要な意

味があったのだ。その傾向は歴史を通して見られる質のものだと網野氏は、右著の別の部分で述べている。

更に、文字と歴史の係りは極めて重要なことを提起しているだろう。古橋氏が、右論の中で、

国家が必要とするのは時間と空間の両方を俯瞰する歴史だ。王家の歴史は口承でもありうる。世界には同時にさまざまな事象がある。それらを俯瞰できてこそ国家の歴史たりうるだろう。つまり世界に起きたすべての事象を納めることこそが、国家の権威を保証しえた。いわゆる編年体という年月日ごとにごきことを記していく文体がそれである。

と記し、文字の果たした歴史における役割の見取り図を描いておられる。まさに総量として全体像を提示するその器が必要だ。その原器こそが文字であり、その運用のあり方としての文体が大きな問題であった。我々の祖先是、そこに大きな努力を払い苦闘してきたということが出来る。

ところで、右に「文字の呪能」といい、「聖なる世界につながる大切な記号」とあったが、これだけでは日本書紀のシステムは成立しえない。網野氏が、「文明の窓口(文字を)」としたと述べ、古橋氏が古代の日本は、「この世のものは神の世からもたらされたものである」という世界観に基づいて、外国文化を容易に受け入れた」と受容過程を想定したように、日本書紀のシステムとしての文字の位置は、背後から呪的・神話的裏付けを必要としていたのであった。いわば日本書紀のシステムとしての言葉は、過渡期の言葉であり、呪的・神話的要素を引きずりながら、同時に律令の言葉に匹敵するシステムの言葉ともなりえていた。

したがって右の日本書紀の言葉は、漢文体を正格の形で採用することによって、全体(世界)を一望の元に捉えることを可能にしたのである。それは当然村落レベルにおける「語り(声あるいは音声)」から国家レベルの歴史へと変貌していくものでもあった。また同時にそれは村落共同体レベルの「特殊」から国家レベルの「普遍」という傾きを言葉の質として示していた。

右の「世界」を一望の元に捉えるということを考えると、漢語漢文がその機軸となることは当然だが、そこに記される事実が外部の史料(資料)によって傍証されることもまた右の思考からは重要になってくる。神功・応神・雄略・継体・欽明などの諸巻に係って、「百濟記」「百濟新撰」「百濟本記」などが(史料的价值については議論があるが)引用されるのは、まさに右を裏書きしよう。同時にこれらは、東アジアの中の日本が、どのような位置付けになるかも明らかにする結果となった。即ち、中国に対しては調貢、百濟に対しては日本に従属するものという立場を明確にしたことにはかならなかったのである。

また、「史記」「漢書」「後漢書」「三国志」「梁書」「隋書」等に基づく夥しい潤色・引用によって日本書紀が書かれていることも注意を要する。日本書紀にあって、書くことは、これらの典拠ある詞句を用いることによって、修辭を磨き上げることでもあった。右に述べた「普遍性」を支えるのは、基準となる中国史書の枠組み、ことば、潤色のありかただった。それが高度に達成されることが普遍性への途でもあった。

一、訓注の意味するもの

日本書紀の訓注については、『書紀集解』などが『日本書紀私記』あるいは後世の竄入と見る立場を取り、また坂本太郎氏を初めとする方々は撰者自注説を取る。そしてこの注記についての議論は平安朝の講書に始まるという。しかし小島憲之氏は、結論的に次のように述べられた。

要するに、「書紀集解」の如く「有考私記攬入一柵之者……文例不穩故也」(総論)と云って、注の多くを切り捨てたものや、或は養老奏上時には注はなかったと見る説には賛成できない。すなわち述作過程に於て、新古の注の別があったにしても、これは養老四年奏上以前のことであり、これらを含めて注のあるものを奏上したものと見られる。

とされた。
また、大野晋氏は上代特殊仮名遣いを研究する上で、日本書紀の訓注の重要性を説いておられる。そして、

日本書紀の歌謡と訓注との仮名は、一方先行文献をうけつつも、他方新しい字音と新しい字種とによって自らを際立たせながら、当時普及してゐた古事記・万葉集の系統の仮名の流れに對立した独自の位置を占めるものであつて、万葉仮名の歴史の上に特立してゐる。(『上代仮名遣の研究』八頁)

と強調されている。要するに日本書紀の訓注を「音韻・清濁」等の研究をする上で採用することの重要性をいつているのだ。訓注の存在に對する基本的認識は右に尽きているといえよう。

さてそれでは、日本書紀の訓注の具体に目を向けよう。以下訓注

本文はすべて岩波古典大系日本書紀に従う。

(1) 至貴曰尊。自餘曰命。並訓美拳等也。下皆効此。

(2) 顯昞之間。此云美屢摩沙可梨爾。

(3) 上古時俗。號稱謂褒武多。(応神即位前紀)

(4) 故俗人諺曰、佐麼阿摩者、其是緣也。(応神三年十一月)

(5) 故時人號濱藻、謂奈能利會毛也。(允恭紀十一年三月)

(6) 娜昆騰耶暗麼理。此古語未詳也。(雄略元年三月)

(7) 蝶嵐、人名。此云須我屢。(雄略六年三月)

(8) 一云、禹豆母利麻佐、皆盈積之貌也。(雄略十五年)

(9) 言吾夫何怜矣、此云阿我國摩播耶。(仁賢六年九月)

(10) 鹿父、人名也。俗呼父為柯會。(仁賢六年九月)

(11) 謂海中鳴曲崎岸也。俗云美佐耶。(継体二十三年三月)

(12) 田身山名。此云大務。(斉明二年)

日本書紀の訓注のパターンは、右のいずれかに属し、総数三百三十一箇条を数える。四〇パーセントは神代巻に集中し、神武巻に一五パーセント、孝徳巻に七パーセント、顯宗巻に五パーセントといった分布を持ち、二五天皇紀に注があることになる。ある場合は本文と同字で書かれ、またある場合は割注(細字)の形で書き込まれ、その役割は多様である。

(3)(4)(11)の如くに、「俗」にどう云われているかを注し、(3)(6)のように「上古」という時を指定し、(4)のように「諺」に、(7)(10)(12)のように「人名・山名」であることを指定する。また(1)(2)のように訓読を示すものがある。注のパターンとしては、(1)(2)の形のもの全体が九〇パーセント以上を占める。

つまり右に示したパターンのありようは、多様であるとはいえず、

(1)(2)にはほとんど尽きているということだ。そして、右の訓注のあり方は、多様な言葉が多様な素材の中から取られていることを支持する。日本書紀の言葉の特徴の一つの多様性をこの面からも認めることができるだろう。

訓注の意味するところを考えていきたい。特に問題となりうるのは、(1)(2)のような形を持った訓注が和語と漢語の葛藤を通して具体化されてきているというその言葉のあり方であろう。

中国のまっとうな史書のあり方といえは、『漢書経籍志』の如きものであろう。従って当然その文体や言葉の必然にしたがって、述作していきたいと史生は考えるであろう。中国語としての格調高い文、あるべき姿に合致させたいと考える。しかし、その伝で格調を上げれば、日本人にとっては即ちその部分から意味不明にならざるを得ない。ただちに訓注が必要になるのであった。史生の葛藤苦悩は尽きるところがない。

神代(上)から(1)(2)に属すると思われる訓注のいくつかを引いてみる。

(1)可美此云于麻時

(2)瓊玉也此曰努

(3)柱此云美蔽旨邏

(4)瑞此云彌圖

(5)可愛此云哀

右諸例は対象となる語を何と訓むかに注意が払われている。訓注の中でも短く構造も単純なものである。(1)の場合で見れば、「可美」という漢語に対応すべき和語は、「于麻時」だと言っているわけである。(2)は同じく「可愛」という漢語に対応する「哀」という和語

の存在を言っているわけだ。共に和語は万葉仮名で、一字一音形式の表記法が取られる。日本書紀の述作者にとっては「可美」「瓊」「瑞」などの漢語は、遠からず訓めない語になっていくこと、あるいは当該語を漢文体で記す場合、「可美」「柱」「可愛」と表記する外ないという状況にあることを示したものと言いうことができるだろう。

中には大変苦しい漢語もある。

(6)不須也凶目汚穢此云伊儺之居梅枳多儺枳。

(7)吹棄氣噴之狹霧此云浮枳干都屢伊浮岐能佐擬理。

(8)瓊瑤此云奴儺等母母由羅爾。

いずれも神代(上)の注の用例だが、これはかなり異例な文字用法であり、漢語としても熟さない。右の場合この訓注が無ければ全く訓むことができないであろう。つまり相当な無理を重ねているわけで、和語を漢語化することの困難さがこういった姿を取って現れているといえよう。特に(8)の「瓊瑤」など擬音語を表そうとしているわけで、神武卷の「怡婁過怡婁過過音倭」、応神卷の「訕噓此云佐麼賣玖」などと比較して大変興味深い。擬態語・擬音語を漢文脈の中にいかにして取り入れていくか、いわば漢訳の努力として、これらを見ることが出来る。岩波古典体系の日本書紀の補注が、「訕は説文に謗也とある。噓は嘘異之言とあり、噓は乱声の貌。上をそしり、わけのわからぬ言葉を放つ意」と述べ、「佐麼賣玖」の漢訳過程を明かしている。

また、次のような訓注もある。

(9)妍哉此云阿那而恵夜。

(10)願明之間此云美屢摩沙可利爾。

(4) 浪泉之竈此云譽母都俳遇比。

(5) 絶妻之誓此云許等度。

(6) 誓約之中此云宇氣誓能美健箇。

(7) 重播種子此云璽積磨積。

(8) 顯神明之憑談此云歌牟鷲可利。

(9) 太諄辭此云布斗能理斗。

右はすべて神代(上)から取った用例であるが、いずれも訓注の意味を漢文で説明しているといった態である。(1)阿那而恵夜、(2)譽母都俳遇比、(3)許等度、(8)歌牟鷲可利などと記された言葉は、万葉仮名で表記されることによって、和語としてのその発音を知りうるが、時代の変遷によってその意味がわからなくなる。そういう可能性があるといえる。つまり表音文字として用いられたことの限界である。しかし、この場合本文側を見ることで、いわば現代人が字引を引くように、その意味を知りうる。「此云○○」の「○○」を見出し語とした辞書の体をなしている。そのような訓注であった。

(1)の訓注で「妍哉」と「阿那而恵夜」の対応関係を見ると「妍」は美しい、なまめかしいの意であるから、これと等号で結ばれるのは、「阿那而恵」ということになろう。したがって「哉」と「夜」との等号関係も見えてこようし、「阿那而恵」の「阿那」と「而恵」の関係もまた「妍哉」の漢語表現から了解されるよう組み立てられていた。(2)の場合も「顯明之間」は、振り向き顧みる間(折り)ということであるから、「美屢摩沙可利爾」との対応では次のようなことが言えよう。「顯明」と「美屢」、「間」と「摩沙可利」との対応関係ということになる。(3)の場合は「浪泉之竈」とあり、「浪泉」が「譽母都」に、「竈」が「俳遇比」と各々対応する。「浪泉」は

「黄泉」からの派生連想であらうし、従って「浪泉」は「地下の泉、死者の行くところの食事」というふうに関合していく。「俳遇比」は「竈」でずばり表現した。ここには微妙なズレが見られる。「俳遇比」は「竈」と関わるが、「俳・遇比」とみて「食う」に連接するとは言うものの、直接につながるとは言えない。(10)その観点から見れば、「顯明之間」の場合にも聊かの齟齬を認めなければならぬ。本文と訓注との対応関係は、単純な訓読の場合を除いて、常にこのような微妙さを含むものであった。

それは訓注が元來說明するものであったからだ。本文と訓読の関係は、翻訳という契機によって結ばれており、訳すとは結局客観化することであり、説明することにはかならない。

そして、「布斗能理斗」「歌牟鷲可利」はなぜ漢語に直さなければいけないのか、という疑問が湧く。その解答は、漢文表現の中に和語表現が安定して定着できにくいからだ、といえようか。どうしても「太諄辭」「顯神明之憑談」と漢語表現に翻訳しなければならなかった。それは漢文の文体としての格調が維持されるために不可欠であったからだという理由付けができればよい。

こうして中国の歴史書に比肩しうる史書とすべく漢文化を徹底すればするほど和語からは離れてしまう。しかも文字あるいは表現は、文化そのものであった。従って、漢語(文)表現と和語(文)表現は厳密なつき合わせをすれば、いずれいささかの齟齬は免れぬ。そこまで言わないにしても、中国語ないし漢文脈の中に日本の諸事を書き込もうとすれば、元來說明的にならざるを得ない。従ってそのまま訳すことができない語には、漢文で独自の立場に立った理解ないし解釈を展開する外なかった。(1)から(9)までの訓注の諸例が教え

ることはそのようなことであつた。

- 注(1) 白川静『漢字百話』「記号の体系」の章参照。
 (2) 網野善彦『日本論の視座』「国家の文書主義と文字受容の内発性」の章参照。
 (3) 古橋信孝「文字と万葉集」『古代文学30号』
 (4) 例えば、編年体によって、できごとや伝承をしかるべき位置に配置して、構造化していくなどというのそれぞれに当たる。要するに不可逆の時間の成立、ということだ。
 (5) 『日本文学史』(一七三頁)
 (6) 齊明紀に、「是歳、飛鳥の岡本に、更に宮地を定む。時に高麗・百濟・新羅、並びに使を遣わして調進る。」(齊明二年是歳)などという記事もあり、視線が外に向いており、あるいはアジア世界における日本というグローバルな視点の存在を確認できる。
 (7) 小島憲之『上代日本文学与中国文学』(上)二九九頁以降。
 (8) 『新訂増補国史大系8』『日本書紀私記』(丁本)一九八頁の問答を参照。
 (9) 『岩波講座 日本語10』(一七一—一八頁)
 (10) 岩波古典大系『日本書紀』当該条の補注に、「漢泉」に関する論及がある。参照を願いたい。
 付記
 私の事情で意を尽せない結果になりましたことを、編集委員の方々にお詫び申し上げます。

第三十号 (一九九一年三月 二日 発行)

特集・後期万葉

歌の変容―序詞をめぐって……………	高野 正美……………1
文字と万葉集……………	古橋 信孝……………12
作歌論 詩人の成立……………	藤井 貞和……………21
雑歌から四季へ……………	森 朝男……………31
―梅花の其歌の考察を通して―	
贈答歌の系譜……………	吳 哲男……………40
内在する「唱和」の意味……………	関本みや子……………47
晩の夢・家刀自の室寿……………	野田 浩子……………59
―或る本、藤原京より寧楽宮に遷れる時の歌―試解―	
後期万葉と「風流」……………	猪股ときわ……………70
消える風景……………	菊地 威雄……………81
―表現構造から見た異人歌―	
「其彼母毛」の訓……………	尾崎 暢映……………93
さとす歌考―家持の二側面―……………	吉田 修作……………99
会報……………	……………110
例会からの時評……………	……………111
古代文学・セミナー古代文学総目録……………	……………113
古代文学会例会発表総目録……………	……………122
会員名簿……………	……………136